

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年1月1日
(第30期)	至	2021年12月31日

株式会社ジェイホールディングス

東京都港区麻布十番一丁目7番11号

(E05241)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	11
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
4. 経営上の重要な契約等	17
5. 研究開発活動	17
第3 設備の状況	18
1. 設備投資等の概要	18
2. 主要な設備の状況	18
3. 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1. 株式等の状況	20
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	21
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5) 所有者別状況	27
(6) 大株主の状況	27
(7) 議決権の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	29
3. 配当政策	29
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	30
第5 経理の状況	40
1. 連結財務諸表等	41
(1) 連結財務諸表	41
(2) その他	78
2. 財務諸表等	79
(1) 財務諸表	79
(2) 主な資産及び負債の内容	91
(3) その他	91
第6 提出会社の株式事務の概要	92
第7 提出会社の参考情報	93
1. 提出会社の親会社等の情報	93
2. その他の参考情報	93
第二部 提出会社の保証会社等の情報	94

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【事業年度】	第30期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号 (注) 2021年7月9日付で本社移転により、本店所在地が東京都港区新橋五丁目14番10号から上記に変更となりました。
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 中山 宏一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	3,711,929	1,362,570	1,501,463	1,222,163	116,196
経常損失(△) (千円)	△41,759	△246,519	△287,779	△118,035	△128,562
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△88,632	△253,589	△295,365	66,809	△150,929
包括利益 (千円)	△88,632	△253,589	△295,365	66,809	△150,929
純資産額 (千円)	45,255	107,864	△187,901	382,310	231,380
総資産額 (千円)	265,664	510,518	1,288,058	444,534	256,192
1株当たり純資産額 (円)	6.44	38.75	△69.31	80.62	45.79
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△45.84	△116.72	△108.05	21.76	△34.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	21.64	—
自己資本比率 (%)	4.8	20.7	△14.7	78.6	77.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	83.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	13.7	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	139,869	△316,302	△138,542	△358,081	△85,122
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△75,417	△9,107	△7,526	△3,429	207
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,637	381,270	△26,004	501,557	△227
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	146,978	202,839	30,765	170,811	85,668
従業員数 (名)	33	30	29	7	9
[ほか、平均臨時雇用人員]	[3]	[4]	[4]	[4]	[3]

(注) 1 売上高には消費税及び地方消費税(以下消費税等という)が含まれておりません。

2 第26期、第27期、第28期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3 第26期、第27期、第28期及び第30期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4 第26期及び第27期の数値は、誤謬の訂正による遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月		2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
営業収益（売上高）	（千円）	92,268	71,342	47,738	86,962	18,049
経常損失（△）	（千円）	△56,166	△70,884	△81,138	△125,046	△116,319
当期純損失（△）	（千円）	△87,181	△208,710	△109,773	△210,260	△203,782
資本金	（千円）	361,418	534,746	100,000	336,000	100,000
発行済株式総数	（株）	1,997,500	2,733,500	2,733,500	4,333,500	4,333,500
純資産額	（千円）	37,478	144,966	34,792	327,934	124,152
総資産額	（千円）	166,865	235,791	147,441	409,733	188,387
1株当たり純資産額	（円）	2.55	52.32	12.16	68.07	21.05
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）	（円）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）	— （—）
1株当たり当期純損失金額 （△）	（円）	△45.09	△96.06	△40.16	△68.49	△47.03
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率	（％）	3.1	60.7	22.5	72.0	48.4
自己資本利益率	（％）	—	—	—	—	—
株価収益率	（倍）	—	—	—	—	—
配当性向	（％）	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	4 〔—〕	5 〔—〕	5 〔—〕	3 〔—〕	4 〔—〕
株主総利回り （比較指標：日経平均株価）	（％）	204.8 (119.1)	105.0 (104.7)	100.0 (123.8)	71.1 (143.6)	45.3 (150.6)
最高株価	（円）	1,477	1,320	671	502	335
最低株価	（円）	416	378	375	196	179

（注）1. 営業収益（売上高）には消費税等が含まれておりません。

2. 第26期、第27期、第28期、第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 第26期、第27期、第28期、第29期及び第30期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 第26期及び第27期の数値は、誤謬の訂正による遡及修正後の数値を記載しております。

2 【沿革】

1993年 1月	株式会社イザットを設立、「イザットハウス」をブランド名として、フランチャイズ（以下、FCと略す）本部として経営コンサルティングを開始 資本金50,000千円、本店を東京都中央区日本橋久松町9番8号に置く
1995年 4月	第1号店モデルハウス オープン
1996年 7月	東京都中央区日本橋久松町より日本橋浜町に本店移転
1997年 1月	インターネット・ウェブサイト開設
1998年 4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「気密 評定Bランク」取得
1999年 4月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「気密 評定Cランク」取得
1999年 7月	日本橋浜町より千代田区五番町に本店移転
2000年 2月	財団法人建築環境・省エネルギー機構（現 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）の「次世 代省エネ基準評定」取得
2000年 4月	株式会社ジェイホームに商号変更
2000年 5月	会社の事業部門を連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会 社メガショップに対してそれぞれ営業譲渡
2000年 7月	株式会社ジェイホーム・ドットコムに商号変更
2001年 3月	株式会社ジェイホームに商号変更
2001年 7月	直営第1号店を千葉県佐倉市に開設
2001年11月	日本証券業協会に店頭登録
2002年 8月	本社及び連結子会社3社並びに非連結子会社1社を東京都千代田区から東京都新宿区に移転
2003年 7月	「イザットハウス」によるFC事業に加え、「be Style」によるVC事業を開始
2004年 8月	外断熱工法のための住宅建材を独自に開発、製造、販売する専門子会社として、株式会社メガシス テムを設立
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所（現東京証券取引所JASDAQ スタンダード）に株式を上場
2006年 4月	千葉県佐倉市の直営店を閉鎖
2008年 4月	連結子会社である株式会社イザットハウス、株式会社ジェイビルダーズ、株式会社メガショップ、 株式会社メガシステムを吸収合併
2009年 3月	株式会社ダイキョウとの業務提携合意
2009年 7月	東京都新宿区より東京都港区に本店移転 スポーツ事業（フットサル施設運営）を開始 第三者割当増資にて資本金2億26百万円
2010年 5月	スポーツ事業（フットサル施設運営）において、第4号店となる「マリノスフットボールパーク東 山田」営業開始
2011年 2月	株式会社ジェイコンストラクション（現・連結子会社）を設立
2011年 7月	当社の事業部門を吸収分割により、株式会社ジェイコンストラクション（現・連結子会社）に承継 し、また、新設分割により株式会社イザットハウス及び株式会社ジェイスポーツ（現・連結子会 社）を設立 当社は持株会社となり、商号を株式会社ジェイホールディングスに変更
2012年10月	東京都港区（芝公園）より東京都港区（西新橋）に本店移転
2012年12月	株式会社ジェイコンストラクションが、不良債権不動産の再生・有効活用・売買・賃貸に関する事 業を事業譲受により取得
2013年 1月	株式会社ジェイコンストラクションを株式会社シナジー・コンサルティングに商号変更
2013年 2月	株式会社ジェイホールディングスコーポレートロゴを一新 株式会社シナジー・コンサルティングにおいてWe b事業を開始
2013年 3月	第三者割当増資にて資本金2億7,169万円
2013年 6月	連結子会社である株式会社フクロウを設立し、同社が株式会社シナジー・コンサルティングよりW e b事業を譲り受け、同事業を開始
2013年 7月	2013年7月16日付で行われた大証現物市場の東証への統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ （スタンダード）に株式を上場

2014年4月	第三者割当増資にて資本金3億1,169万円
2015年9月	第三者割当による新株予約権発行並びに株式会社フクロウと株式会社エーネット及び株式会社クロスワークとの業務提携基本契約を締結
2016年6月	住宅事業を展開する連結子会社である株式会社イザットハウスの全株式を譲渡したことに伴い、住宅事業から撤退
2017年4月	東京都港区（西新橋）より東京都港区（新橋）に本店移転
2018年5月	株式会社フクロウを株式会社アセット・ジーニアスに商号変更
2019年3月	連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズを設立
2019年5月	減資により資本金1億円
2019年7月	連結子会社である合同会社SCファンド1号を設立
2020年5月	不動産事業を展開する連結子会社である株式会社シナジー・コンサルティングの全株式を譲渡したことに伴い、同社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号を連結対象から除外
2020年10月	第三者割当による新株及び新株予約権の発行により資本金3億3,600万円
2021年2月	連結子会社である株式会社ジェイクレストを設立
2021年5月	減資により資本金1億円
2021年7月	東京都港区（新橋）より東京都港区（麻布十番）に本店移転

3【事業の内容】

当社グループは、当社を持株会社とし、「スポーツ事業」を展開する株式会社ジェイスports、「不動産事業」を展開する株式会社ジェイリードパートナーズ、「Web事業」及び「太陽光事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアス、「太陽光事業」を展開する株式会社ジェイクレストの連結子会社4社で構成されております。

<スポーツ事業>

株式会社ジェイスportsが、スポーツ事業を展開しております。スポーツ事業では、フットサル施設の運営を行っております。神奈川県に1ヶ所「マリノスフットボールパーク東山田」、兵庫県に1ヶ所「フットサルコートつかしん」の合計2店舗において、フットサルコートのレンタル、フットサルスクールの開催、フットサルイベントの企画運営を行っております。

<不動産事業>

株式会社ジェイリードパートナーズが、不動産事業を展開しております。不動産事業では、不動産売買取引を行っている他、ソーシャルレンディング事業をはじめとする新たなフィンテック事業、不動産テック事業への展開を図っております。

<Web事業>

株式会社アセット・ジーニアスが、Web事業を展開しております。Web事業では、システム・ソリューション開発業務、マーケティング・プロモーション業務、Webマーケティング業務、Web制作業務、Webアプリ開発業務を行っております。

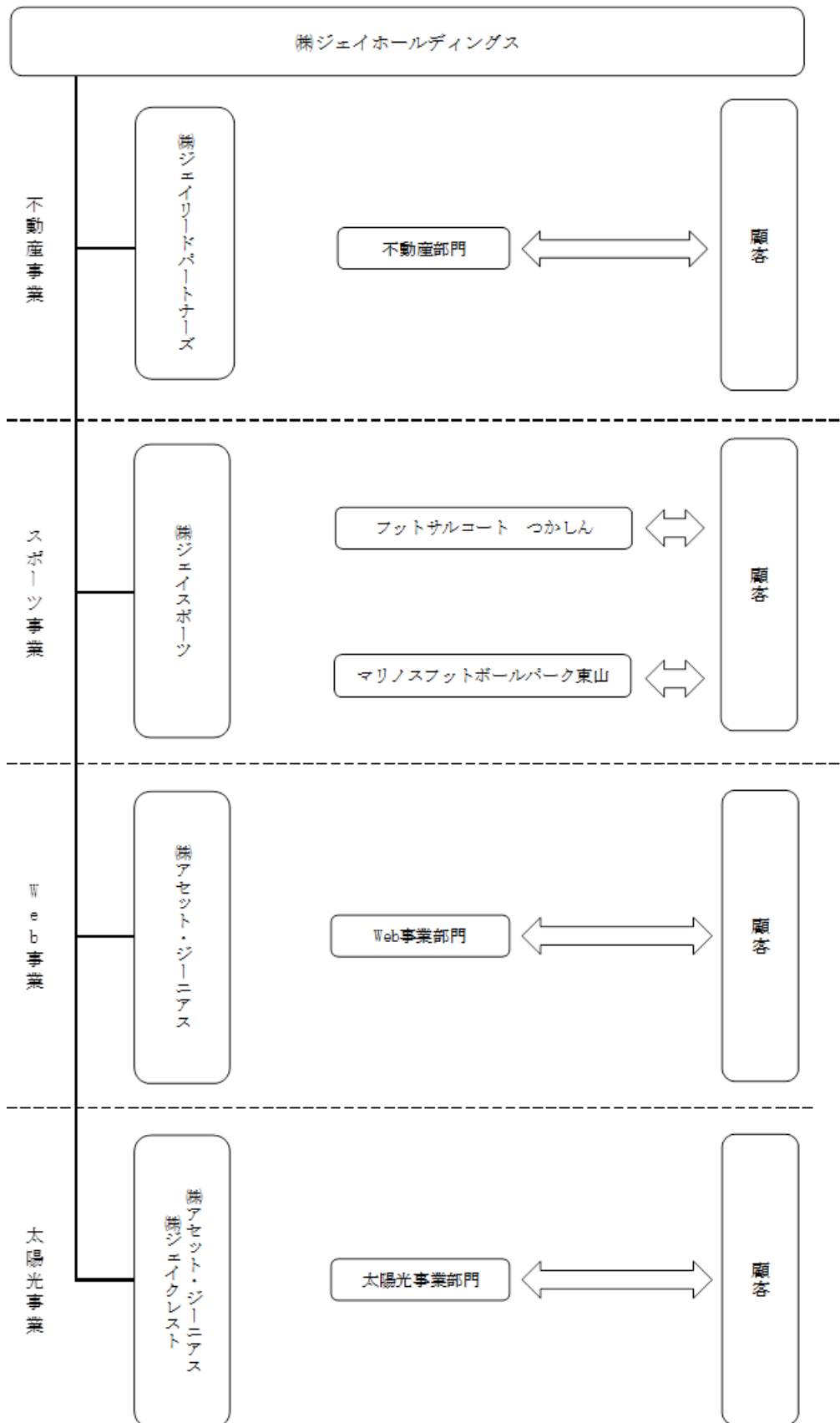
<太陽光事業>

株式会社アセット・ジーニアス及び株式会社ジェイクレストが、太陽光事業を展開しております。太陽光事業では、販売用太陽光発電施設の仕入、販売事業を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ジェイスポーツ	東京都港区	10,000	スポーツ事業	100.0	当社が設備及び事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
㈱ジェイリードパートナーズ	東京都港区	20,000	不動産事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
㈱アセット・ジーニアス	東京都港区	10,000	We b 事業 太陽光事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任
㈱ジェイクレスト	東京都港区	5,000	太陽光事業	100.0	当社が事務所の一部を賃貸 当社に経営管理を委任

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. ㈱ジェイスポーツ、㈱ジェイリードパートナーズ、㈱アセット・ジーニアスは特定子会社に該当します。

3. 上記会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

4. ㈱ジェイスポーツ、㈱ジェイリードパートナーズ、㈱アセット・ジーニアス及び㈱ジェイクレストの各社については、各社の所属する各事業セグメントの売上高に占める各社の売上高の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
スポーツ事業	5	(3)
不動産事業	—	(—)
Web事業	—	(—)
太陽光事業	—	(—)
報告セグメント計	5	(3)
全社（共通）	4	(—)
合計	9	(3)

(注) 1. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものです。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4 (—)	35	3.1	4,020

セグメントの名称	従業員数（名）
全社（共通）	4

(注) 1. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本文の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、自らの付加価値の向上と創造的変革に挑戦し、世の中の様々な課題に対し、サービス提供者として、最良のソリューションを提供することにより、社会に必要とされる企業となるとともに、ステークホルダーに満足を提供できる企業となることを目指してまいります。具体的には、「不動産事業」「スポーツ事業」「Web事業」「太陽光事業」の4つの事業を展開し、新たな付加価値創造を図ることにより、企業価値の向上を目指しております。なお、今後は「不動産事業」「Web事業」「太陽光事業」を戦略的事業分野と位置付け、重点的に経営資源を配分することにより、売上高利益率及び中期成長率の向上を図ってまいります。本項において将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 経営戦略等

(全般)

スポーツ事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少のリスクは存在するものの、一方で施設売上が引き続き堅調であることから、万全の感染症対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

不動産事業に関しましては、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図ってまいります。

Web事業では、デジタル・マーケティング業務に従事する人員拡充を図り当該業務の拡大を目指すとともに、不動産事業及び太陽光事業との連携を模索し新たな事業及び収益源の確保を目指します。

太陽光事業では、前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得し、当連結会計年度において当該資産の販売を行いました。今後も継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、収益の拡大を目指します。

(人的資源の充実)

人的資源の充実は、中長期的成長を達成するための最重要課題であるとの認識の下、各事業において人材の充実に努めるため、専門性の高い人材を採用するほか、教育、トレーニングを行い、顧客満足度の高い人材を育成してまいります。

(商品ブランド、企業ブランドの確立)

当社グループが提供するサービスでは、顧客に安心感を与え信頼できる内容のサービスを提供することで、商品ブランド・企業ブランドの構築を進めてまいります。

(3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられるなかで、社会経済活動の持ち直しの動きが期待されておりますが、変異株の感染拡大が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

このような環境の中、当社グループにおいては、今後も成長性が期待される「不動産関連事業」及び「Web事業」に加え「太陽光事業」に経営資源を注力してまいります。

また、「スポーツ事業」に関しましては、ジュニア層を中心にスクール事業における新規顧客獲得に努め、安定的な収益の維持を図ってまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、「2 事業等のリスク(9) 重要事象等について」に記載のとおり、施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2022年12月期の連結業績予想として、売上高358百万円、営業利益1百万円、経常利益1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1百万円、1株当たり当期純利益17銭を公表しており、完全持株会社である当社は、2022年12月期の業績予想として、販売費及び一般管理費を132百万円と公表しております。

①スポーツ事業

スポーツ事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高減少のリスクは存在するものの、一方で施設売上が引き続き堅調であることから、2022年12月期については2021年12月期と同水準である売上高108百万円、営業利益31百万円と予想しております。

②不動産事業

不動産事業に関しましては、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図る方針としており、2022年12月期については、下期にかけてソリューション事業における60百万円の売上高を見込み、売上高60百万円、営業利益20百万円と予想しております。

③Web事業

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務におけるさらなる人員拡充を図ることにより、2022年12月期においては売上高90百万円、営業利益21百万円を予想しております。

④太陽光事業

太陽光事業に関しましては、2022年12月期においては、人員拡充を図り、継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、100百万円の売上高、60百万円の営業利益を予想しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 不動産事業について

当社グループの不動産事業においては、ソーシャルレンディング事業をはじめとするフィンテック事業、不動産テック事業を展開し、収益化を図る方針です。ただし、当該事業が安定して収益を生み出すまでには一定の時間を要することが予想されます。このため、当社グループ全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、当該事業が当社グループの目論見どおりに推移せず、当該事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) Web事業について

当社グループのWeb事業においては、インターネット広告市場の動向に左右される側面があります。インターネット広告市場は、テレビに次ぐ広告媒体として成長しており、今後もその市場規模は拡大すると期待されております。しかしながら、インターネット広告市場は、企業収益や景気の動向に影響を受けるほか、他の広告媒体との競争も激化する見込みであることから、これらの状況に変化が生じた場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(3) スポーツ事業について

当社グループのスポーツ事業においては、2ヶ所のフットサル施設を運営しております。そのフットサル施設の運営では、フットサル競技人口の増減、周辺施設の開設・閉鎖の状況に影響を受けます。フットサル競技人口は増加傾向にありますが、当社グループが運営する施設の近隣に新たにフットサル施設が開設される場合には、当社グループの業績等に悪影響を与える可能性があります。

(4) 太陽光事業について

当社グループの太陽光事業においては、太陽光発電施設売電事業に関し経済産業省が特別措置法に基づき定めるFIT制度(固定価格買取制度)にかかる許認可の全部又は一部が受けられない、あるいは取消等を受ける可能性があります。

(5) 個人情報保護等について

当社グループは、不動産購入顧客及び購入検討顧客など、多くの個人情報を保有しております。これら情報の取り扱いについては、社内ルールを設けるとともに、セキュリティポリシーを順次整備しながら、その管理を徹底し万全を期しておりますが、外部からの不正アクセスや犯罪行為などの不測事態により個人情報が外部に漏洩した場合、社会的信用を失うとともに、企業イメージを損ない、売上減少、損害賠償の発生など当社グループの業績等に悪影響を与える可能性があります。

(6) 法規制について

当社グループは、不動産事業において宅地建物取引業法、建物の区分所有等に関する法律、建築基準法、都市計画法等の法的規制を受けるほか、会社法、金融商品取引法、法人税法、独占禁止法など、様々な法的規制を受けており、社会情勢の変化により、改正や新たな法的規制が設けられる可能性があります。その場合には、当社グループの業績等に影響を与える可能性があります。

(7) 重要な訴訟等について

当社グループは、法令及び契約等の遵守に努めておりますが、事業活動を進めていく上で取引先等から訴訟を受ける可能性や、訴訟に至らないまでも紛争に発展して請求等を受ける可能性があります。また、それらの訴訟等で当社が勝訴するという保証はなく、それらの訴訟等が当社の将来的な事業活動に悪影響を与える可能性があることは否定できません。そのような場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、当社元子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)の顧客(個人1名、以下、「相手方」といいます。)より、2021年2月10日付にて損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)を提起され、東京地方裁判所に係属中でありましたが、相手方が本訴における訴額について請求の拡張を申立て、当社は2021年8月26日付にて請求の拡張申立書を受領いたしました。

本訴は、相手方が過去にシナジー社と行った取引について、シナジー社、シナジー社代表取締役及び当社元代表取締役に対して、民法709条等に基づき損害賠償を求めるとともに、当社に対して会社法350条に基づく損害賠償を求め、2021年2月10日付にて東京地方裁判所に訴訟提起を行ったものであります。当社に対する訴訟提起時の訴額は160万円であり、請求拡張後の訴額は1億2,431万2,773円であります。

当社では、相手方の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えております。既に、当社の正当性を主張して争っており、今後もその方針を継続してまいります。万が一当社グループの主張の一部又は全部が認められなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

当社グループでは、スポーツ事業として、フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を2店舗（神奈川県1店舗、兵庫県1店舗）にて展開しており、新型コロナウイルス感染症に対する対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束せず、さらに拡大するような場合には、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

①収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、万全の感染症対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務に従事する人員拡充を図り当該業務の拡大を目指すとともに、不動産事業及び太陽光事業との連携を模索し新たな事業及び収益源の確保を目指します。

<太陽光事業>

前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得し、当連結会計年度において当該資産の販売を行いました。今後も継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、収益の拡大を目指します。

②コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

③財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、前連結会計年度に第三者割当による新株及び新株予約権の発行により475,352千円の資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられるなかで、社会経済活動の持ち直しの動きが期待されておりますが、変異株の感染拡大が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループが関連する不動産業界、インターネット業界等におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会活動の停滞が、各業界の事業環境に与える影響について、想定が困難な状況下にあります。

こうした環境下、当社グループは、

- ・ フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
 - ・ ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務への展開を図っている「不動産事業」
 - ・ デジタル・マーケティング業務、Webアプリ開発業務を行う「Web事業」
 - ・ 販売用太陽光発電施設の仕入、販売事業を行う「太陽光事業」
- の4つの事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

当連結会計年度末の総資産は256,192千円（前期比42.4%減）、負債合計24,811千円（前期比60.1%減）、純資産合計231,380千円（前期比39.5%減）、自己資本比率は77.5%となりました。

ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高116,196千円（前期比90.5%減）、営業損失129,742千円（前期は129,884千円の営業損失）、経常損失128,562千円（前期は118,035千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失150,929千円（前期は66,809千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（スポーツ事業）

兵庫県のつかしん店では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置を受け、臨時休業等の措置をとっておりましたが、売上及び利益に与える影響が前連結会計年度と比較して軽微であったことから、増収増益となりました。また、神奈川県東山田店では、個人を対象としたフットサルイベントを多く実施したことが奏功し、増収増益となりました。

その結果、売上高は109,275千円（前期比13.5%増）、営業利益は31,445千円（前期比23.5%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業に関しましては、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図る方針ですが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず（前期は1,125,571千円の売上高）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は10,982千円（前期は74,341千円の営業利益）となりました。

（Web事業）

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務の拡大を企図し、当該業務に従事する人員の拡充を図ったことから、売上高は6,920千円（前期は275千円の売上高）となりました。また、前連結会計年度からの課題であった販売費及び一般管理費の削減が功を奏し、営業損失については前期の15,993千円から減少し、7,389千円となりました。

（太陽光事業）

太陽光事業に関しましては、前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得いたしました。当連結会計年度において、当該合同会社の出資持分及び当該合同会社に対する債権を販売するものの、当初取得価額と同額での譲渡となり、また会計処理上、債権の取得と譲渡を純額で表示することとしたため、売上高は計上されず（前期

売上高一千円)、営業損失は8,340千円(前期は1,373千円の営業損失)となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ85,142千円減少し、85,668千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動による資金の減少は85,122千円(前期は358,081千円の支出)、投資活動による資金の増加は207千円(前期は3,429千円の支出)、財務活動による資金の減少は227千円(前期は501,557千円の収入)となりました。

③仕入、受注及び販売の実績

イ 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
不動産事業	—	—
合計	—	—

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度において、不動産事業の仕入実績はありません。

ロ 受注実績

該当事項はありません。

ハ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
スポーツ事業	109,275	13.5
不動産事業	—	—
Web事業	6,920	2,409.7%
太陽光事業	—	—
合計	116,196	△90.5

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当連結会計年度において、不動産事業の販売実績はありません。
4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
南青山キャピタル6号合同会社	1,118,091	91.5	—	—
横浜マリノス株式会社	20,550	1.7	20,425	17.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績は、売上高116,196千円（前期比90.5%減）、営業損失129,742千円（前期は129,884千円の営業損失）、経常損失128,562千円（前期は118,035千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失150,929千円（前期は66,809千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりましたが、セグメント別の分析は次のとおりであります。

（スポーツ事業）

兵庫県のつかしん店では、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置を受け、臨時休業等の措置をとっておりましたが、売上及び利益に与える影響が前連結会計年度と比較して軽微であったことから、増収増益となりました。また、神奈川県東山田店では、個人を対象としたフットサルイベントを多く実施したことが奏功し、増収増益となりました。

その結果、売上高は109,275千円（前期比13.5%増）、営業利益は31,445千円（前期比23.5%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業に関しましては、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図る方針ですが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず（前期は1,125,571千円の売上高）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は10,982千円（前期は74,341千円の営業利益）となりました。

（Web事業）

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務の拡大を企図し、当該業務に従事する人員の拡充を図ったことから、売上高は6,920千円（前期は275千円の売上高）となりました。また、前連結会計年度からの課題であった販売費及び一般管理費の削減が功を奏し、営業損失については前期の15,993千円から減少し、7,389千円となりました。

（太陽光事業）

太陽光事業に関しましては、前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得いたしました。当連結会計年度において、当該合同会社の出資持分及び当該合同会社に対する債権を販売するものの、当初取得価額と同額での譲渡となり、また会計処理上、債権の取得と譲渡を純額で表示することとしたため、売上高は計上されず（前期売上高一千万円）、営業損失は8,340千円（前期は1,373千円の営業損失）となりました。

ロ 財政状態の分析

（資産）

当連結会計年度末の総資産は256,192千円となり、前連結会計年度末に比べ188,342千円減少いたしました。その主な要因は、現金及び預金が85,142千円減少、営業投資有価証券が50,000千円減少、未収入金が21,125千円減少、敷金及び保証金等が14,575千円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は24,811千円となり、前連結会計年度末に比べ37,412千円減少いたしました。その主な要因は、未払金が9,503千円減少、未払法人税等が9,256千円減少、課徴金引当金が18,000千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は231,380千円となり、前連結会計年度末に比べ150,929千円減少し、自己資本比率は77.5%となりました。その主な要因は、2021年5月31日付で減資の効力が発生し資本金が236,000千円及び資本剰余金が371,096千円それぞれ減少し、利益剰余金が607,096千円増加した一方で、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が150,929千円減少したことによるものであります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

イ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ85,142千円減少し、85,668千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は85,122千円(前期は358,081千円の支出)となりました。主な要因としては、税金等調整前当期純損失149,898千円に減価償却費4,919千円、減損損失8,996千円等を加味した上で、課徴金引当金の減少18,000千円、営業投資有価証券の減少50,000千円、未収入金の減少21,125千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は207千円(前期は3,429千円の支出)となりました。主な要因としては、有形固定資産の取得による支出5,731千円、敷金及び保証金の差入による支出13,138千円、敷金及び保証金の回収による収入29,077千円、資産除去債務の履行による支出10,000千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は227千円(前期は501,557千円の収入)となりました。要因としては、ファイナンス・リース債務の返済による支出227千円によるものであります。

ロ 資金需要と調達

当社グループの資金需要のうち主なものは、太陽光施設等の購入代金及び販売費及び一般管理費の営業費用であります。営業費用のうち主なものは、人件費、地代家賃であります。

当連結会計年度において、金融機関等からの資金調達は実施しておりません。今後は営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ってまいります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

スポーツ事業に関する契約

契約会社名	相手方の名称	契約の内容	契約期間
株式会社ジェイスポーツ (連結子会社)	横浜マリノス株式会社	(施設利用に関する契約) 当社が所有するフットサルコート施設1店舗の施設利用許諾に関する契約であります。	2019年4月1日から 2021年3月31日 (自動更新)

(当社子会社による合同会社の出資持分及び債権の譲渡)

太陽光事業を展開する当社連結子会社である株式会社アセット・ジーニアス(以下、「アセット社」といいます。)は、太陽光発電施設にかかる権利等を有する合同会社(以下、「対象会社」といいます。)の出資持分(以下、「本件出資持分」といいます。)、及びアセット社が対象会社に対して有する債権(以下、「本件債権」といいます。)を取得し、保有しておりましたが、2021年10月15日開催の当社取締役会にて本件出資持分、及び本件債権を譲渡する(以下、総称して「本件取引」といいます。)ことを決議し、同日付で譲渡契約を締結致しました。

1. 本件取引の目的

当初より取得後の販売を目的としており、本件取引の相手方との協議が調ったことから譲渡したものであります。

2. 本件取引の内容

(1) 対象会社の概要

対象会社は、経済産業省より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条に基づき、再生可能エネルギー発電事業者の認定を受けております。また、電力会社との間で電力需給契約を締結しております。なお、対象会社の詳細につきましては、契約上の守秘義務及び営業上の理由から非開示としております。

(2) 本件取引の概要

本件取引の金額、及び本件取引の相手方の概要等につきましては、契約上の守秘義務及び営業上の理由から非開示としております(売却価格が当社の2020年12月期連結売上高1,222,163千円の10%相当額以上であります。)

なお、当社と本件取引の相手先との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はなく、その関係者は当社の関連当事者には該当しません。

3. 本件取引の日程

取締役会決議日	2021年10月15日
①対象会社の出資持分譲渡契約締結日	2021年10月15日
②対象会社に対する債権譲渡契約締結日	2021年10月15日
①及び②の契約の決済日	2021年10月15日を始期、2022年6月30日を終期とする4回の分割払い

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は6,115千円であり、各セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) スポーツ事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) Web事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 太陽光事業

当連結会計年度における設備投資はなく、また、重要な設備の除却又は売却はありません。

(5) 全社共通

当連結会計年度において、新本社への移転に伴う内装工事費等5,490千円、備品購入624千円の投資を実施しております。なお、旧本社の設備等を除却しておりますが、全額減損処理済みであり、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
本社 (東京都港区)	全社 (共通)	本社事務所等	—	—	—	—	4 (一)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含めておりません。

2. 主要な設備は、全額減損処理を行っております。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

4. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料 (税抜)
本社 (東京都港区)	全社 (共通) スポーツ事業 不動産事業 Web事業 太陽光事業	本社事務所等	1,248千円

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	ソフトウ ェア	その他	合計	
(株)ジェイスports	フットサル 施設 (兵庫県尼 崎市)	スポーツ事 業	施設設備	3,852	—	194	3,777	1 (2)
(株)ジェイスports	フットサル 施設 (横浜市都 筑区)	スポーツ事 業	施設設備	16,485	—	51	16,537	4 (1)
(株)アセット・ジニア ス	本社 (東京都港 区)	Web事業	事務所設備 webシス テム	—	—	—	—	— (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	月額賃借料 (税抜)
(株)ジェイスports	フットサル施設 (兵庫県尼崎市)	スポーツ事業	施設設備	600千円
	フットサル施設 (横浜市都筑区)	スポーツ事業	施設設備	1,383千円

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては提出会社を中心に調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2022年3月30日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より7,000,000株増加し、17,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,333,500	4,333,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は100株を1単位とする 単元株制度を採用しております。
計	4,333,500	4,333,500	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第5回新株予約権（有償ストックオプション）
決議年月日	2020年9月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役除く） 3名 当社従業員 2名
新株予約権の数 ※	2,700個 [2,700個] （内訳） 当社取締役（社外取締役除く） 2,500個 [2,500個] 当社従業員200個 [200個] （注） 1
新株予約権と引換えに払込まれる金額	新株予約権 1個当たり651円（総額1,757,700円）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ※	普通株式 270,000株 [270,000株] （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり327円 （注） 2
新株予約権の行使期間 ※	2020年10月16日～2022年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 ※	発行価額327円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項 ※	（注） 4
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、2020年9月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である327円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記「3. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧その他新株予約権の行使の条件
上記「3. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得事由及び条件
上記「4. 新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年9月30日
新株予約権の数 ※	8,000個[8,000個] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 800,000株[800,000株] (注) 1
発行価額	総額3,352,000円 (新株予約権1個当たり419円)
新株予約権行使時の払込金額 ※	1株当たり295円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	発行価格295円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
行使期間 ※	2020年10月16日～2022年10月14日
その他 ※	①新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。 ②譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

※ 当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在

(2022年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記(2)ないし(4)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注) 2. の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 2. に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる(注) 2. (2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、(注) 2. (2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left[\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right] \div \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ ①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認が

あった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで
本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。
- (5)上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年1月1日～ 2017年12月31日 (注) 1	160,000	1,997,500	37,680	361,418	37,680	325,313
2018年1月1日～ 2018年12月31日 (注) 1	736,000	2,733,500	173,328	534,746	173,328	498,641
2019年5月31日 (注) 2	—	2,733,500	△434,746	100,000	△169,289	329,352
2020年10月16日 (注) 3	1,600,000	4,333,500	236,000	336,000	236,000	565,352
2021年5月31日 (注) 4	—	4,333,500	△236,000	100,000	△371,096	194,256

- (注) 1. 第2回新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2019年5月31日付で減資の効力が発生し、資本金が434,746千円及び資本準備金が169,289千円それぞれ減少しております。
3. 第三者割当増資（払込期日：2020年10月16日）
- | | | |
|-------|------------------|--------------|
| 割当先 | 有限会社アースマテリアル | 普通株式550,000株 |
| | 濱田 雄史 | 普通株式520,000株 |
| | 株式会社エスティエンジニアリング | 普通株式430,000株 |
| | 川口 博 | 普通株式100,000株 |
| 割当価格 | 1株につき295円 | |
| 資本組入額 | 1株につき147.5円 | |
4. 2021年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、2021年5月31日付で減資の効力が発生し、資本金が236,000千円及び資本準備金が371,096千円それぞれ減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	14	12	17	9	1,075	1,128	—
所有株式数（単元）	—	9	2,248	12,702	705	146	27,520	43,330	500
所有株式数の割合（%）	—	0.02	5.19	29.31	1.63	0.34	63.51	100.00	—

（注）自己株式20株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社アースマテリアル	千葉県柏市柏1004番地3	550,000	12.69
株式会社エスティエンジニアリング	大阪府大阪市中央区船越町1丁目5番8号	430,000	9.92
青山 洋一	東京都港区	430,000	9.92
森上 和樹	愛知県名古屋市東区	360,000	8.30
清水 三郎	東京都港区	165,200	3.81
株式会社クロスウォーク	大阪府大阪市中央区平野町2丁目2番8号	153,300	3.53
毛利 友和	東京都港区	152,000	3.50
中谷 正和	東京都港区	150,000	3.46
高木 宏	東京都大田区	118,000	2.72
濱田 雄史	神奈川県川崎市宮前区	100,000	2.30
計		2,608,500	60.19

（注）前事業年度末において主要株主であった濱田雄史氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,333,000	43,330	—
単元未満株式	普通株式 500	—	—
発行済株式総数	4,333,500	—	—
総株主の議決権	—	43,330	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	20	—	20	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、利益配当を安定的に継続することを基本方針としております。

同時に、長期的に成長を維持するという観点から、企業体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案しつつ、株主資本の充実と資本効率の向上に努めることにより保有価値のある会社としての信用を形成していく所存であります。具体的には、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、配当性向20%以上の継続を目標としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度においては、当期純損失203,782千円（当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失150,929千円）の計上となり、また配当原資としての利益剰余金がないため、大変遺憾ではありますが、期末配当は無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、来期以降の増収増益を目指し、全社一丸となって努力を続けてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことが出来る」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題として位置付け、適切かつ迅速な意思決定を可能とする業務執行体制、及び適正な監督・監視体制の構築を図り、コーポレート・ガバナンスの充実を実現してまいります。

また、経営の基本理念として持続的成長を掲げ、株主・投資家の皆様をはじめ、全てのステークホルダーのために企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、開かれた経営を実現し経営の透明性を高めることにより、株主の皆様の権利を尊重し、受託者責任・説明責任を十分に果たしてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とするために取締役会を設置し、適正な監督・監視体制の構築という観点から監査役制度を採用しております。

・取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役は1名）で構成されており、重要な業務執行に関する意思決定機関として、また、代表取締役、取締役、及び執行役員業務執行に関する監督機関として原則、月1回開催し、さらに必要に応じて随時開催しております。当社の取締役はその員数を20名以内とする旨定款で定めております。

・監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。監査役は監査役会で定めた監査方針及び業務分担に基づき、取締役会への出席、取締役等からの事業報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧、及び業務及び財産の状況の調査等により、監査を実施しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、社長直轄組織として内部監査を行う独立した内部監査担当者（1名）を設置しております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、当社の業務活動全般に関して、法令遵守状況等を計画的に監査しております。

内部監査の実施結果は、代表取締役に報告されております。当社の業務運営等に改善が必要と認められた場合には、代表取締役の指示により、内部監査担当者から助言や勧告が行われる体制となっております。

監査役は取締役会、経営委員会等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、部門への聴取などを分担して実施し、月1回定時開催する監査役会で、報告、協議を行っております。

また、当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査人監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社に対して当社の企業行動指針及び各種マニュアルを適用しつつ、各子会社の事業規模・特性を踏まえ業務の適正の確保を図っております。

また、子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行っております。また、子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならないものとしております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内とします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、社外取締役である吉野勝秀氏との間で責任限定契約を締結しております。

・取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

- ・取締役会で決議できる株主総会決議事項

- (取締役の責任免除)

- 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

- (監査役の責任免除)

- 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

- (会計監査人の責任免除)

- 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する会計監査人の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

- (自己の株式の取得)

- 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

- (中間配当)

- 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

- ・株主総会の特別決議要件

- 当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	眞野 定也	1976年5月25日生	1999年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 2005年10月 エピック・マネジメント株式会社入社 2008年9月 株式会社アイネット証券入社 同社取締役就任 2009年9月 株式会社エピック・グループ入社 2010年6月 ヘッジファンド証券株式会社設立 同社代表取締役就任 2013年9月 LAZO株式会社設立 同社代表取締役就任(現任) 2019年9月 株式会社ジェイリードパートナーズ(当社子会社)代表取締役就任 2020年3月 株式会社アセット・ジーニアス(当社子会社)代表取締役就任 当社代表取締役就任(現任)	(注) 1	—
取締役 管理本部長	中山 宏一	1978年5月12日生	2011年7月 株式会社グリムス入社 2013年12月 夢の街創造委員会株式会社入社 2016年6月 当社入社 管理本部長 2016年12月 当社取締役就任(現任) 2017年10月 公認会計士登録	(注) 1	—
取締役 経営企画部長	塩田 卓也	1990年9月9日生	2013年4月 株式会社フージャースホールディングス入社 2018年1月 株式会社タカラレーベン入社 2020年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	—
取締役	吉野 勝秀	1968年4月27日生	1992年7月 株式会社新東京開発設立 代表取締役社長就任 2009年8月 株式会社エコロジスタ設立 代表取締役社長就任 2012年6月 株式会社新東京グループ 代表取締役社長就任(現任) 2021年3月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 1, 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	刈谷 龍太	1983年11月22日生	2012年2月 弁護士登録 2014年4月 グラディアトル法律事務所 2020年3月 当社監査役就任(現任) 2021年9月 弁護士法人C-LiA社員(現任)	(注) 2, 6	—
監査役	四方 直樹	1974年1月6日生	1999年4月 株式会社松村入社 2005年11月 司法書士SKN事務所入所 2006年10月 司法書士川渕事務所入所 2007年2月 司法書士登録 2013年3月 当社監査役就任(現任) 2015年4月 四方司法書士事務所所長 2021年4月 司法書士法人四方事務所 特定社員(現任)	(注) 3, 6	—
監査役	関口 常裕	1984年11月16日生	2011年1月 みらいコンサルティング株式会社入社 2015年11月 公認会計士登録 2015年12月 関口公認会計士事務所(現エンサイド 公認会計士共同事務所) 所長就任(現任) 2016年6月 税理士登録 2016年7月 B S Pコンサルティング株式会社 代表取締役就任 2017年9月 エンサイドコンサルティング株式会社 代表取締役就任(現任) 2017年10月 税理士法人エンサイド 代表社員就任(現任) 2018年11月 株式会社エンサイドソリューションズ 代表取締役就任(現任) 2020年9月 当社監査役就任(現任)	(注) 4, 6	—
計					—

- (注) 1. 取締役は2022年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会終結時までであります。
2. 監査役刈谷龍太は2020年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
3. 監査役四方直樹は2021年3月開催の定時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 監査役関口常裕は2020年9月開催の臨時株主総会で選任されており、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
5. 取締役吉野勝秀は、社外取締役であります。
6. 監査役刈谷龍太、四方直樹及び関口常裕は、社外監査役であります。

② 社外役員の状況

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役1名、社外監査役を3名選任しております。

当社の社外取締役は、吉野勝秀氏の1名であります。当社の社外監査役は、刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏の3名であります。

社外取締役である吉野勝秀氏と当社との間に、特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。また社外監査役である刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏と当社との間に、特記すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である吉野勝秀氏は、株式会社新東京グループ代表取締役社長を兼務しております。同氏は、豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

社外監査役である刈谷龍太氏は、弁護士法人C-LiAの社員を兼務しております。同氏は、経営者及び弁護士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

社外監査役である四方直樹氏は、司法書士法人四方事務所の特定社員を兼務しております。同氏は、経営者及び司法書士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

社外監査役である関口常裕氏は、エンサイド公認会計士共同事務所、エンサイドコンサルティング株式会社代表取締役及び税理士法人エンサイド代表社員を兼務しております。同氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と専門的見識から、当社の経営全般に対するチェック機能を果たしております。

これら社外取締役及び社外監査役としての活動は、当社が経営判断を行うに当たり重要な役割を果たしており、当社としては適切な選任状況であると考えております。

社外役員の選任に関して、独立性に関する基準又は方針は特に設けておりませんが、選任に当たっては、会社法に定める社外性の要件を満たすのみならず、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしており、過去に当社又は当社の子会社の取締役又は使用人等でなかった者の中から、豊富な知識と経験を有し、客観的立場から意見を行える人材を選任する方針であり、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を選任しております。

③ 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役が出席する取締役会において、内部監査及び会計監査の結果等を含めた内部統制の状況の報告が行われております。また、当社では、内部監査、監査役監査及び会計監査人監査が連携して有効に行われるよう、監査役と内部監査担当者は随時情報の共有化を図り、会計監査人とも定期的に意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は社外監査役3名で構成され、原則月1回開催しております。監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担、年間計画に基づき、監査役監査を実施しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との会合、取締役等から職務の遂行状況を聴取し、内部監査部門と定期的な情報交換を行うとともに、提言を行っております。

また、会計監査人と定期的な情報交換を行い監査の品質向上や効率化を図っております。監査役は、弁護士が1名、公認会計士・税理士が1名、司法書士が1名であり、財務、会計、法務に関する相当の知見を有しております。

イ 監査役 刈谷龍太

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、弁護士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

また、常勤監査役の活動として、代表取締役との会合、取締役等からの業務執行状況の聴取並びに稟議書をはじめとした重要な書類の閲覧等により、客観的な立場から取締役の業務執行を監視しております。

ロ 監査役 四方直樹

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、司法書士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

ハ 監査役 関口常裕

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

② 内部監査の状況

イ 組織、人員等の状況

当社では、内部監査部門として内部監査室を設置しております（専任者1名）。内部監査においては、経営理念・経営方針並びに各種規程に基づき、組織運営、業務執行が公正、的確、効果的に行われているかという視点で必要に応じて内部監査を実施しております。監査の結果につきましては、代表取締役に報告するとともに、部門長に対し勧告、助言を行い、経営目的に適応した組織制度の維持改善、業務の合理化及び諸活動の効率化を促進しております。

ロ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部監査部門との連携

内部監査室は、監査役との情報共有を行い、内部監査を効果的に実施しており会計監査人とも状況報告、意見交換の機会を設けております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 武田 剛

公認会計士 関 和輝

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士1名、公認会計士試験合格者1名、税理士1名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に当たっては、監査法人の概要、品質管理体制、独立性に関する事項、欠格事項の有無、当社における監査業務の実施及び報告体制、監査報酬の水準など適正な職務の執行に関する事項について検討し、選定いたします。

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の評価を、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考とした評価項目に沿って評価しております。具体的には、監査法人の品質管理、独立性、監査報酬、関連部門とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等の観点から総合的に判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	13,500	—	18,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	13,500	—	18,000	—

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等を勘案し決定しております。なお、当該決定については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等と比して適切であるかの検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

各取締役の報酬額は、取締役会において、各取締役の職責、在任年数等を勘案の上、株主総会で定められた総額の範囲内で決定する方針としております。

また、各監査役の報酬額は、株主総会で定められた金額の範囲内で、各監査役の職責、在任年数等を勘案の上、監査役の協議にて決定する方針としております。

b. 役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針の内容

各役員の報酬については、常勤・非常勤の別、並びにその職責、在任年数等に応じて、取締役会又は監査役の協議にて決定しており、役職毎の具体的な数値や算定方法については定めておりません。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

2017年3月30日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内、2002年3月7日開催の第10回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されています。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社取締役の報酬額の決定権限を有する者は取締役会であり、株主総会で決議された上限総額の範囲内で、各取締役の報酬額を決定する権限を有しております。また、監査役の報酬の額は、株主総会で決議された上限総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

e. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続きの概要

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置していませんので、該当事項はありません。

f. 当該事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

2021年3月30日開催の取締役会において、各取締役の職責、在任年数等を踏まえた上で報酬額を決議しております。

g. 役員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

h. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の決定方法

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

i. 当該事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

② 役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	28,200	28,200	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	7,500	7,500	—	—	—	4

(注) スtockオプションは、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容」に記載の第5回新株予約権 (有償Stockオプション) に関するものであり、「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」 (実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。) 等に準拠して株式報酬費用として計上したものであります。

③ 役員ごとの連結報酬額の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、当社が保有する株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式の保有について、業務提携、取引の維持・強化及び事業戦略といった当社の持続的な成長と企業価値の向上を目的として、合理的な範囲で実施することを基本方針としております。

当社取締役会では、政策保有株式のリスクリターンを勘案し、保有継続の適否を検証しております。

b. 保有銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	—
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	170,811	85,668
受取手形及び売掛金	4,849	5,030
営業投資有価証券	50,000	—
未収入金	234,070	212,945
前渡金	1,587	—
前払費用	5,598	3,992
未収還付法人税等	18,113	15,195
未収消費税等	16,220	16,864
その他	486	654
貸倒引当金	△114,100	△121,989
流動資産合計	387,639	218,362
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	24,731	20,068
その他（純額）	345	246
有形固定資産合計	※ 25,076	※ 20,314
投資その他の資産		
敷金及び保証金	31,818	17,242
その他	—	272
投資その他の資産合計	31,818	17,515
固定資産合計	56,895	37,830
資産合計	444,534	256,192

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	15,864	6,361
未払法人税等	10,811	1,554
未払消費税等	2,711	2,761
未払費用	9,267	10,216
預り金	1,679	1,165
前受金	811	835
課徴金引当金	18,000	—
その他	1,411	1,183
流動負債合計	60,557	24,078
固定負債		
長期預り保証金	150	150
その他	1,516	583
固定負債合計	1,666	733
負債合計	62,224	24,811
純資産の部		
株主資本		
資本金	336,000	100,000
資本剰余金	565,352	194,256
利益剰余金	△551,970	△95,804
自己株式	△24	△24
株主資本合計	349,358	198,428
新株予約権	32,952	32,952
純資産合計	382,310	231,380
負債純資産合計	444,534	256,192

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,222,163	116,196
売上原価	1,094,057	69,042
売上総利益	128,105	47,153
販売費及び一般管理費	※1 257,990	※1 176,896
営業損失(△)	△129,884	△129,742
営業外収益		
受取利息	0	0
助成金収入	21,124	1,066
還付加算金	—	113
その他	335	0
営業外収益合計	21,460	1,180
営業外費用		
支払利息	2,668	—
支払手数料	71	—
新株発行費	6,869	—
その他	1	—
営業外費用合計	9,610	—
経常損失(△)	△118,035	△128,562
特別利益		
子会社株式売却益	319,987	—
新株予約権戻入益	1,550	—
特別利益合計	321,537	—
特別損失		
減損損失	※2 359	※2 8,996
資産除去債務履行差額	—	5,000
貸倒引当金繰入額	114,070	7,338
課徴金引当金繰入額	18,000	—
特別損失合計	132,430	21,335
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	71,072	△149,898
法人税、住民税及び事業税	4,262	1,031
法人税等合計	4,262	1,031
当期純利益又は当期純損失(△)	66,809	△150,929
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	66,809	△150,929

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	66,809	△150,929
包括利益	66,809	△150,929
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	66,809	△150,929
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	329,352	△618,780	△24	△189,451	1,550	△187,901
当期変動額							
新株の発行	236,000	236,000			472,000		472,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			66,809		66,809		66,809
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	31,402	31,402
当期変動額合計	236,000	236,000	66,809	—	538,809	31,402	570,211
当期末残高	336,000	565,352	△551,970	△24	349,358	32,952	382,310

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	336,000	565,352	△551,970	△24	349,358	32,952	382,310
当期変動額							
減資	△236,000	236,000			—		—
欠損填補		△607,096	607,096		—		—
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△150,929		△150,929		△150,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—		—
当期変動額合計	△236,000	△371,096	456,166	—	△150,929	—	△150,929
当期末残高	100,000	194,256	△95,804	△24	198,428	32,952	231,380

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	71,072	△149,898
減価償却費	5,512	4,919
減損損失	359	8,996
貸倒引当金の増減額(△は減少)	114,043	7,889
瑕疵保証引当金の増減額(△は減少)	△553	—
課徴金引当金の増減額(△は減少)	18,000	△18,000
敷金及び保証金償却額	429	598
株式報酬費用	27,842	—
受取利息	△0	△0
助成金収入	△21,124	△1,066
支払利息	2,668	—
株式交付費	6,869	—
子会社株式売却損益(△は益)	△319,987	—
新株予約権戻入益	△1,550	—
資産除去債務履行差額(△は益)	—	5,000
売上債権の増減額(△は増加)	306	△180
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,013,759	—
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	△50,000	50,000
未収入金の増減額(△は増加)	△128,835	21,125
前渡金の増減額(△は増加)	44,733	1,203
その他の流動資産の増減額(△は増加)	10,316	793
前受金の増減額(△は減少)	△1,100,382	24
預り金の増減額(△は減少)	△3,002	△514
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△66,998	△9,438
その他	—	△272
小計	△376,520	△78,818
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△2,685	—
助成金の受取額	21,124	1,066
法人税等の支払額	—	△7,370
営業活動によるキャッシュ・フロー	△358,081	△85,122
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,209	△5,731
敷金及び保証金の差入による支出	—	△13,138
敷金及び保証金の回収による収入	—	29,077
資産除去債務の履行による支出	—	△10,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※2 △220	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,429	207
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	117,000	—
短期借入金の返済による支出	△85,000	—
株式の発行による収入	465,130	—
新株予約権の発行による収入	5,109	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△682	△227
財務活動によるキャッシュ・フロー	501,557	△227
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	140,046	△85,142
現金及び現金同等物の期首残高	30,765	170,811
現金及び現金同等物の期末残高	※1 170,811	※1 85,668

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

①収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、万全の感染症対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務に従事する人員拡充を図り当該業務の拡大を目指すとともに、不動産事業及び太陽光事業との連携を模索し新たな事業及び収益源の確保を目指します。

<太陽光事業>

前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得し、当連結会計年度において当該資産の販売を行いました。今後も継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、収益の拡大を目指します。

②コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

③財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、前連結会計年度に第三者割当による新株及び新株予約権の発行により475,352千円の資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

株式会社ジェイスports

株式会社アセット・ジーニアス

株式会社ジェイリードパートナーズ

株式会社ジェイクレスト

なお、当連結会計年度において、株式会社ジェイクレストを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社の名称

合同会社SSPあさざり

(子会社としなかった理由)

出資持分の所有目的が営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社に該当しないものとしております。なお、2021年10月15日付で、同社の出資持分の全てを譲渡しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

但し、太陽光事業に関連する投資事業組合等への出資金については「営業投資有価証券」として「流動資産」に表示し、収益は「売上高」に含めて計上しております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともあります。その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～25年

工具器具備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数はソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間5年であります。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 課徴金引当金
過年度の訂正報告書の提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。
- (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
 - ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

営業債権の回収可能価額の評価 (貸倒引当金)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 121,989千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能額の見積りは、債権を一般債権と貸倒懸念債権に分類し、一般債権については一定のルールのもと算定し、貸倒懸念債権については、相手先ごとに債権の滞留状況、財政状態及び経営成績等を考慮して算定しております。

③ 重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、又は見積額以上の債権回収が行われた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、統一的な算定方法

を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い売上高が減少しており、当社グループの事業に影響を及ぼしております。固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関する注記については、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期については統一した見解がないものの、当社グループといたしましては、連結財務諸表作成時までの新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について見直しを行い、当該状況は2022年初旬頃まで継続し、2022年中旬以降は緩やかに回復し、2022年秋頃に収束に向かうと仮定して、会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
	140,516千円	114,616千円

なお、減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料	24,011千円	18,690千円
役員報酬	37,176	53,250
地代家賃	30,631	24,360
支払手数料	67,368	29,302
貸倒引当金繰入額	△6	550
業務委託料	36,295	31,151
株式報酬費用	27,842	—

※2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

前連結会計年度 (自 2020年1月1日至 2020年12月31日)

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
全社資産	東京都港区	工具、器具及び備品	359

当社グループは管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

全社資産については、収益性が低下したことから減損損失を認識いたしました。全社資産の回収可能額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額はないものとして減損損失を認識いたしました。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日至 2021年12月31日)

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
全社資産	東京都港区	建物及び構築物	5,490
全社資産	東京都港区	工具、器具及び備品	466
全社資産	東京都港区	敷金及び保証金	3,038

当社グループは管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

全社資産については、収益性が低下したことから減損損失を認識いたしました。全社資産の回収可能額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能額はないものとして減損損失を認識いたしました。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,733,500	1,600,000	—	4,333,500
合計	2,733,500	1,600,000	—	4,333,500
自己株式				
普通株式	20	—	—	20
合計	20	—	—	20

(注) 普通株式の株式数の増加1,600,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	—	800,000	—	800,000	3,352
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権 (第5回新株予約権)	—	—	—	—	—	29,600
合計			—	800,000	—	800,000	32,952

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の変動事由の概要

第4回新株予約権の増加は、第三者割当による新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,333,500	—	—	4,333,500
合計	4,333,500	—	—	4,333,500
自己株式				
普通株式	20	—	—	20
合計	20	—	—	20

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第4回新株予約権	普通株式	800,000	—	—	800,000	3,352
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権 （第5回新株予約権）	—	—	—	—	—	29,600
合計			800,000	—	—	800,000	32,952

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の株式数を記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）	当連結会計年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
現金及び預金勘定	170,811千円	85,668千円
現金及び現金同等物	170,811千円	85,668千円

※2 前連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度において、不動産事業を展開しております当社100%子会社である株式会社シナジー・コンサルティングの全株式を譲渡し、同社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号を連結の範囲から除外しております。株式の売却により両社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式会社シナジー・コンサルティング株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

	(株)シナジー・ コンサルティング	合同会社SC ファンド1号	合計
流動資産	59,420千円	20,329千円	79,750千円
固定資産	19,651	—	19,651
流動負債	△416,325	△2,765	△419,090
固定負債	—	—	—
投資と資本の相殺			△300
(株)シナジー・コンサルティング株式の売却価額			0
現金及び現金同等物	219	0	220
差引：売却による支出			△220

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 本社における電話設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 2020年12月31日	当連結会計年度 2021年12月31日
1年内	7,200	7,200
1年超	—	—
合計	7,200	7,200

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、また資金調達については金融機関の他、協業先の事業会社からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産の主なものには、現金及び預金、受取手形及び売掛金、営業投資有価証券、未収入金、前渡金、未収還付法人税等、未収消費税等、敷金及び保証金があります。

預金については、普通預金があり、預入先の信用リスクが存在しますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクが存在しますが、各事業本部内で常に取引先の信用状態を把握し、取引先ごとに残高の管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業投資有価証券は、太陽光事業に関連する投資事業組合等への出資金であり発行体の信用リスクが存在しますが、発行体の財務状況等を継続的に把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未収入金及び前渡金については、取引先等の信用リスクが存在しますが、常に取引先等の信用状態を把握し、取引先ごとに残高の管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社事務所及びフットサル店舗の賃貸借契約による差入預託金であります。預託先に対する信用リスクが存在しますが、常に預託先の信用状態を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

金融負債の主なものには、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、長期預り保証金があります。

未払金及び預り金については、そのほとんどが2か月以内の短期で決済されます。

長期預り保証金はフットサル施設に設置している自動販売機の預り保証金となっております。

当社グループではデリバティブ取引は行っていません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、新規取引等の審査や与信限度額の定期的な見直し、また取引先ごとに期日及び残高管理等を行うことにより、リスク低減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適宜に資金繰り計画を作成し、収支の状況に応じた手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（注2）を参照下さい）。

前連結会計年度（2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	170,811	170,811	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,849		
貸倒引当金（*1）	△29		
	4,820	4,820	—
(3) 未収入金	234,070		
貸倒引当金（*1）	△114,070		
	120,000	120,000	—
(4) 前渡金	1,587	1,587	—
(5) 未収還付法人税等	18,113	18,113	—
(6) 未収消費税等	16,220	16,220	—
(7) 敷金及び保証金	31,778	31,819	40
資産計	363,332	363,373	40
(8) 未払金	15,864	15,864	—
(9) 未払法人税等	10,811	10,811	—
(10) 未払消費税等	2,711	2,711	—
(11) 預り金	1,679	1,679	—
負債計	31,067	31,067	—

（*1）受取手形及び売掛金、未収入金は、貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	85,668	85,668	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,030		
貸倒引当金 (* 1)	△30		
	4,999	4,999	—
(3) 未収入金	212,945		
貸倒引当金 (* 1)	△121,958		
	90,986	90,986	—
(5) 未収還付法人税等	15,195	15,195	—
(6) 未収消費税等	16,864	16,864	—
(7) 敷金及び保証金	17,202	17,251	48
資産計	230,917	230,966	48
(8) 未払金	6,361	6,361	—
(9) 未払法人税等	1,554	1,554	—
(10) 未払消費税等	2,761	2,761	—
(11) 預り金	1,165	1,165	—
負債計	11,842	11,842	—

(* 1) 受取手形及び売掛金、未収入金は、貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 前渡金、(5) 未収還付法人税等、(6) 未収消費税等、(8) 未払金、(9) 未払法人税等、(10) 未払消費税等、(11) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算出する方法によっております。「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。なお、時価が把握できる敷金及び保証金についてのみ連結貸借対照表計上額及び時価を記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	2020年12月31日	2021年12月31日
営業投資有価証券（千円）	50,000	—
敷金及び保証金（千円）	40	40
長期預り保証金（千円）	150	150

(注) 営業投資有価証券については市場価格がないため、敷金及び保証金、長期預り保証金については市場性がなく、実質的な残存期間を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	170,811	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,849	—	—	—
未収入金	234,070	—	—	—
前渡金	1,587	—	—	—
未収還付法人税等	18,113	—	—	—
未収消費税等	16,220	—	—	—
敷金及び保証金	24,077	7,700	—	—
合計	469,732	7,700	—	—

当連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	85,668	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,030	—	—	—
未収入金	212,945	—	—	—
未収還付法人税等	15,195	—	—	—
未収消費税等	16,864	—	—	—
敷金及び保証金	—	17,202	—	—
合計	335,704	17,202	—	—

(注) 4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年12月31日）
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 1. 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. その他有価証券 (連結貸借対照表計上額は、営業投資有価証券50,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度 (2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 (営業投資有価証券)	50,000	—	—

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬	27,842千円	一千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2020年 有償新株予約権 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く) 3名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 270,000株
付与日	2020年10月16日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年10月16日～2022年10月14日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2020年 有償新株予約権 (第5回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	270,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	270,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

②単価情報

	2020年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	327
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	109.63

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,265千円	—千円
貸倒引当金	34,938	60,360
貯蔵品否認	—	618
課徴金引当金	5,511	—
減損損失	9,997	4,250
投資有価証券評価損	958	958
新株予約権	8,525	9,349
税務上の繰越欠損金(注) 2	296,520	389,662
その他	2,299	2,176
繰延税金資産小計	361,016	467,376
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△296,520	△389,662
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△64,496	△77,510
評価性引当額小計(注) 1	△361,016	△467,172
繰延税金負債との相殺	—	△203
繰延税金資産の純額	—	—
繰延税金負債		
未収事業税	—	203
繰延税金負債小計	—	203
繰延税金資産との相殺	—	△203
繰延税金負債の純額	—	—

(注) 1. 評価性引当額が106,156千円減少しております。主な要因は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	—	10,029	5,113	10,130	134,542	136,704	296,520
評価性引当 額	—	△10,029	△5,113	△10,130	△134,542	△136,704	△296,520
繰延税金資 産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内(千円)	2年超3年以 内(千円)	3年超4年以 内(千円)	4年超5年以 内(千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰 越欠損金 (※1)	10,029	5,113	12,262	149,462	12,071	200,724	389,662
評価性引当 額	△10,029	△5,113	△12,262	△149,462	△12,071	△200,724	△389,662
繰延税金資 産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
 となった主要な項目別の内訳
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	税金等調整前当期損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	
住民税均等割	1.7	
評価性引当額の増減	86.8	
連結除外による影響額	△113.6	
連結子会社の適用税率差異	0.3	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0	

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

事業分離

当社は2020年5月19日開催の取締役会決議に基づき、同日付で不動産事業を展開しております当社100%子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」という。)の全株式を譲渡し、同社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号を連結の範囲から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

シナジー社の取締役であります上野真司氏へ譲渡しております。

(2) 分離した事業の内容

シナジー社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号(事業内容:不動産事業)

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、シナジー社が行った過去の不動産取引の一部に関して、その売上計上の妥当性等につき外部からの指摘を受け、その事実経緯の正確な把握のため、当社とは利害関係を有しない独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士で構成される第三者委員会を設置し、2020年4月28日に第三者委員会より調査報告書(最終)を受領いたしました。

当社は、当該調査報告書により、シナジー社が2017年12月期、及び2018年12月期に行った不動産取引の一部について、売上、利益の計上が不適切である旨の指摘を受けたことを踏まえ、過年度(2017年12月期、及び2018年12月期)の連結決算にかかる修正作業を行いました。

また当社は、当該調査報告書における指摘、及び提言を踏まえた再発防止策の策定、及び実施、並びに事業内容の抜本的改革による当社事業の再生、及び企業価値の向上を喫緊かつ最重要の経営課題として取り組んで参ります。

上述の当社事業の再生、及び企業価値の向上を図るための具体的施策として、2020年3月30日付で新たに当社代表取締役に就任した眞野定也は、長らく金融事業に従事してきたことから、限られた経営資源を金融関連事業に集中させ、他方、投資用不動産の販売事業、仲介事業については撤退することとし、シナジー社全株式を譲渡し、同社及び同社の子会社である合同会社SCファンド1号を当社の連結の範囲から除外することを決定いたしました。

(4) 事業分離日

2020年5月19日

なお、2020年3月31日までのシナジー社及び合同会社SCファンド1号の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、連結対象としております。

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金とする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

子会社株式売却益 319,987千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

	㈱シナジー・ コンサルティング	合同会社SC ファンド1号	合計
流動資産	59,420千円	20,329千円	79,750千円
固定資産	19,651	—	19,651
資産合計	79,072	20,329	99,402
流動負債	416,325	2,765	419,090
固定負債	—	—	—
負債合計	416,325	2,765	419,090

(3) 会計処理

シナジー社及び合同会社SCファンド1号の連結上の帳簿価額と売却額との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(4) 分離した事業が含まれていた報告セグメント
不動産事業

(5) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	(株)シナジー・ コンサルティング	合同会社SC ファンド1号	合計
売上高	7,480千円	1,100,000千円	1,107,480千円
営業利益 (△損失)	△21,920	25,831	3,911
経常利益 (△損失)	△22,205	24,632	2,426
当期純利益 (△損失)	△15,865	17,803	1,937

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事業所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、持株会社である当社が、取り扱う製品及びサービスごとに包括的な戦略の立案及び全般管理を行い、各事業会社はその経営戦略に基づき、独自の事業活動を展開しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「スポーツ事業」はフットサル施設の運営、フットサルスクールの開催等を中心に行っております。

「不動産事業」は不動産売買取引の他、ソーシャルレンディング事業をはじめとする新たなフィンテック事業、不動産テック事業への展開を図っております。

「Web事業」は、「システム・ソリューション開発業務」、「マーケティング・プロモーション業務」、「Webマーケティング業務」、「Web制作業務」、「Webアプリ開発業務」を中心に展開しております。

「太陽光事業」は、販売用太陽光発電施設の仕入、販売事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	96,316	1,125,571	275	—	1,222,163	—	1,222,163
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	96,316	1,125,571	275	—	1,222,163	—	1,222,163
セグメント利益又は損失（△）	25,456	74,341	△15,993	△1,373	82,430	△212,314	△129,884
セグメント資産	65,354	172	2,935	170,000	238,462	206,071	444,534
その他の項目							
減価償却費	5,499	—	—	—	5,499	13	5,512
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	—	—	—	—	—	372	372

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（△）の調整額△212,314千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額206,071千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額13千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額372千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上 額 (注) 2
	スポーツ事業	不動産事業	W e b 事業	太陽光事業	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	109,275	—	6,920	—	116,196	—	116,196
セグメント間の内部売上高又 は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	109,275	—	6,920	—	116,196	—	116,196
セグメント利益又は損失（△）	31,445	△10,982	△7,389	△8,340	4,732	△134,475	△129,742
セグメント資産	50,312	1,785	7,809	91,514	151,423	104,769	256,192
その他の項目							
減価償却費	4,762	—	—	—	4,762	157	4,919
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	—	—	—	—	—	6,115	6,115

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失（△）の調整額△134,475千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額104,769千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額157千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,115千円は、主に報告セグメントには配分していない全社資産であり、主に持株会社である親会社に係る資産であります。
2. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
南青山キャピタル6号合同会社	1,118,091	不動産事業

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
横浜マリノス株式会社	20,425	スポーツ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業		
減損損失	—	—	—	—	359	359

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	スポーツ事業	不動産事業	Web事業	太陽光事業		
減損損失	—	—	—	—	8,996	8,996

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	眞野定也	—	—	当社 代表取締役	—	—	資金の借入 資金の返済	20,000 20,000	—	—

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	80円62銭	45円79銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	21円76銭	△34円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	21円64銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	66,809	△150,929
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	66,809	△150,929
普通株式の期中平均株式数(株)	3,070,092	4,333,480
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	17,328	—
(うち新株予約権(千株))	(17,328)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2020年9月30日取締役会決議 第5回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：2,700個 新株予約権の対象となる株式の数：270,000株	2020年9月30日取締役会決議 第4回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：8,000個 新株予約権の対象となる株式の数：800,000株 2020年9月30日取締役会決議 第5回新株予約権 新株予約権：1種類 新株予約権の数：2,700個 新株予約権の対象となる株式の数：270,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	227	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の長期未払金	—	—	—	—
長期未払金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
合計	227	—	—	—

(注) 平均利率は、期末借入金等残高に対する加重平均利率であります。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	27,551	54,134	84,978	116,196
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(千円)	△31,760	△74,485	△113,542	△149,898
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(千円)	△32,277	△75,380	△114,642	△150,929
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△7.45	△17.39	△26.46	△34.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失(△)(円)	△7.45	△9.95	△10.28	△8.37

② 訴訟

当社は、当社元子会社である株式会社シナジー・コンサルティング(以下、「シナジー社」といいます。)の顧客(個人1名、以下、「相手方」といいます。)より、2021年2月10日付にて損害賠償請求訴訟(以下、「本訴」といいます。)を提起され、東京地方裁判所に係属中でありましたが、相手方が本訴における訴額について請求の拡張を申立て、当社は2021年8月26日付にて請求の拡張申立書を受領いたしました。

本訴は、相手方が過去にシナジー社と行った取引について、シナジー社、シナジー社代表取締役及び当社元代表取締役に対して、民法709条等に基づき損害賠償を求めるとともに、当社に対して会社法350条に基づく損害賠償を求め、2021年2月10日付にて東京地方裁判所に訴訟提起を行ったものであります。当社に対する訴訟提起時の訴額は160万円であり、請求拡張後の訴額は1億2,431万2,773円であります。

当社では、相手方の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償責任を負う理由はないと考えております。既に、当社の正当性を主張して争っておりますが、今後もその方針を継続してまいります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	143,809	59,666
前払費用	3,671	2,333
未収入金	234,070	115,470
関係会社未収入金	104,867	174,417
前渡金	1,587	—
未収還付法人税等	17,507	14,405
未収消費税等	14,965	16,569
その他	452	94
貸倒引当金	△218,894	△288,496
流動資産合計	302,037	94,461
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	83,618	83,618
敷金及び保証金	24,077	10,035
その他	—	272
投資その他の資産合計	107,696	93,926
固定資産合計	107,696	93,926
資産合計	409,733	188,387

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	13,704	4,647
関係会社未払金	37,589	52,948
未払法人税等	5,251	290
短期リース債務	227	—
未払費用	5,483	5,451
預り金	1,542	897
課徴金引当金	18,000	—
流動負債合計	81,799	64,235
負債合計	81,799	64,235
純資産の部		
株主資本		
資本金	336,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	565,352	194,256
資本剰余金合計	565,352	194,256
利益剰余金		
利益準備金	750	750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△607,096	△203,782
利益剰余金合計	△606,346	△203,032
自己株式	△24	△24
株主資本合計	294,982	91,200
新株予約権	32,952	32,952
純資産合計	327,934	124,152
負債純資産合計	409,733	188,387

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
経営指導料	※1 68,871	※1 18,049
その他の売上高	18,091	—
営業収益合計	86,962	18,049
営業費用	※2 212,314	※2 134,475
営業損失(△)	△125,352	△116,426
営業外収益		
助成金収入	8,375	—
還付加算金	—	106
その他	22	0
営業外収益合計	8,397	106
営業外費用		
支払利息	1,222	—
新株発行費	6,869	—
営業外費用合計	8,091	—
経常損失(△)	△125,046	△116,319
特別利益		
新株予約権戻入益	1,550	—
特別利益合計	1,550	—
特別損失		
減損損失	359	8,996
貸倒引当金繰入額	73,288	69,593
子会社株式評価損	—	4,999
資産除去債務履行差額	—	5,000
課徴金引当金繰入額	18,000	—
特別損失合計	91,648	88,590
税引前当期純損失(△)	△215,145	△204,910
法人税、住民税及び事業税	△4,885	△1,127
法人税等合計	△4,885	△1,127
当期純損失(△)	△210,260	△203,782

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	100,000	329,352	329,352	750	△396,836	△396,086	△24	33,242	1,550	34,792
当期変動額										
新株の発行	236,000	236,000	236,000			—		472,000		472,000
当期純損失（△）			—		△210,260	△210,260		△210,260		△210,260
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			—			—		—	31,402	31,402
当期変動額合計	236,000	236,000	236,000	—	△210,260	△210,260	—	261,739	31,402	293,142
当期末残高	336,000	565,352	565,352	750	△607,096	△606,346	△24	294,982	32,952	327,934

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	336,000	565,352	—	565,352	750	△607,096	△606,346	△24	294,982	32,952	327,934
当期変動額											
減資	△236,000		236,000	236,000			—		—		—
資本準備金の取崩		△371,096	371,096	—			—		—		—
欠損填補			△607,096	△607,096		607,096	607,096		—		—
当期純損失（△）				—		△203,782	△203,782		△203,782		△203,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—			—		—		—
当期変動額合計	△236,000	△371,096	—	△371,096	—	403,313	403,313	—	△203,782	—	△203,782
当期末残高	100,000	194,256	—	194,256	750	△203,782	△203,032	△24	91,200	32,952	124,152

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

①収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、万全の感染症対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<不動産事業>

不動産事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図ってまいります。

<Web事業>

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務に従事する人員拡充を図り当該業務の拡大を目指すとともに、不動産事業及び太陽光事業との連携を模索し新たな事業及び収益源の確保を目指します。

<太陽光事業>

前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得し、当連結会計年度において当該資産の販売を行いました。今後も継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、収益の拡大を目指します。

②コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

③財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、前事業年度に第三者割当による新株及び新株予約権の発行により475,352千円の資金調達を行い、債務超過を解消いたしました。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、さらに財務基盤が強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間5年であります。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 課徴金引当金

過年度の訂正報告書の提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(重要な会計上の見積り)

営業債権の回収可能価額の評価 (貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 288,496千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

貸倒引当金は、債権の貸倒れに備えるため、債権区分に応じてそれぞれ回収不能見込額を見積もって計上しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能額の見積りは、債権を一般債権と貸倒懸念債権に分類し、一般債権については一定のルールのもと算定し、貸倒懸念債権については、相手先ごとに債権の滞留状況、財政状態及び経営成績等を考慮して算定しております。

③ 重要な会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び将来の相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、又は見積額以上の債権回収が行われた場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い売上高が減少しており、当社の事業に影響を及ぼしております。固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期については統一的な見解がないものの、当社といたしましては、財務諸表作成時までの新型コロナウイルス感染症の現状を考慮し、前事業年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について見直しを行い、当該状況は2022年初旬頃まで継続し、2022年中旬以降は緩やかに回復し、2022年秋頃に収束に向かうと仮定して、会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
(営業取引による取引高)		
営業収益	68,871千円	18,049千円

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	30,025千円	35,700千円
給与手当	10,658	15,240
地代家賃	21,215	14,109
支払手数料	66,710	26,804
業務委託費	35,884	31,035
貸倒引当金繰入額	—	8
株式報酬費用	27,842	—

(有価証券関係)

前事業年度(2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式83,618千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式83,618千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,519千円	—千円
貸倒引当金	67,025	118,748
課徴金引当金	5,511	—
敷金及び保証金	323	21
税務上の繰越欠損金	237,113	321,638
減損損失	9,247	3,661
子会社株式評価損	9,801	12,428
新株予約権	8,525	9,349
繰延税金資産小計	339,068	465,847
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△237,113	△321,638
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△101,954	△144,209
評価性引当額小計	△339,068	△465,847
繰延税金負債との相殺	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 帳簿価額 (千円)
有形固定資産							
建物	30,590	5,490	30,590	5,490	5,490	— (5,490)	—
工具、器具及び備品	2,630	624	1,491	1,762	1,762	157 (466)	—
リース資産	4,426	—	4,426	—	—	—	—
有形固定資産計	37,647	6,115	36,508	7,253	7,253	157 (5,957)	—

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

2. 当期償却額のうち()内は内書で減損損失の計上額であります。

3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物 新本社内装工事費等 5,490千円

4. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

建物 旧本社内装工事費等 30,590千円

5. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	218,894	288,496	218,894	288,496
課徴金引当金	18,000	—	18,000	—

(注) 貸倒引当金(流動)の「当期減少額」は、洗替による戻入額218,894千円であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

訴訟

訴訟の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 ②訴訟」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	特別口座 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	特別口座 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://jholdings.co.jp
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第29期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月31日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第29期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月31日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第30期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出
（第30期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日関東財務局長に提出
（第30期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2021年3月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の提起）の規定に基づく臨時報告書 2021年8月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 2022年3月31日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月30日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の会社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未収入金に対する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)営業債権の回収可能性の評価(貸倒引当金)に記載の通り、当連結会計年度において、貸倒引当金を121,989千円計上している。貸倒引当金の主な設定対象は、未収入金212,945千円であり、その中で貸倒懸念債権に分類し、個別に設定した貸倒引当金は121,409千円である。</p> <p>未収入金の連結貸借対照表全体に占める割合も大きく、その回収が事業運営において重要であることや回収可能性の検討については不確実性を伴うことから、当監査法人は未収入金に対する貸倒引当金の算定を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、未収入金に関する貸倒引当金の算定について、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の有効性の評価 未収入金を含む、債権に対する貸倒引当金の算定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)貸倒引当金算定額の合理性の評価 未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、管理本部担当者や経営者に対して、個々の未収入金について、相手先の支払能力に対する評価や回収可能性の判断について質問するとともに、関連資料の閲覧を行った。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイホールディングスの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジェイホールディングスが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングスの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)営業債権の回収可能性の評価(貸倒引当金)に記載の通り、当事業年度において、貸倒引当金を288,496千円計上している。貸倒引当金の主な設定対象は、未収入金115,470千円及び関係会社未収入金174,417千円であり、相手先ごとの債権の滞留状況や財政状態及び経営成績を考慮して算定している。</p> <p>未収入金及び関係会社未収入金の貸借対照表全体に占める割合も大きく、その回収が事業運営において重要であることや回収可能性の検討については不確実性を伴うことから、当監査法人は未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の算定を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、未収入金及び関係会社未収入金に関する貸倒引当金の算定について、以下を含む手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の有効性の評価 未収入金及び関係会社未収入金を含む、債権に対する貸倒引当金の算定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2)貸倒引当金算定額の合理性の評価 未収入金及び関係会社未収入金に対する貸倒引当金の見積りの合理性を評価するため、管理本部担当者や経営者に対し、相手先の支払能力に対する評価や回収可能性の判断について質問するとともに、関連資料の閲覧を行った。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号 (注) 2021年7月9日付で本社移転により、本店所在地が東京都港区新橋五丁目14番10号から上記に変更となりました。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 眞野定也は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号 (注) 2021年7月9日付で本社移転により、本店住所地在東京都港区新橋五丁目14番10号から上記に変更となりました。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 眞野定也は、当社の第30期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。